

▶ 整備基準抜粋

- (1) 宿泊施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものにおいては、そのうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。
- ア 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - イ 出入口は、1の項(2)のイに定める構造とすること。
 - ウ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すり等を適切に配置すること。
 - エ 非常用通報装置を設けるとともに、その旨を点字により表示すること。
 - オ 光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。
- (2) (1)に規定する客室には、次に定める構造の便所を設けること。ただし、当該公共的施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する8の項(1)及び(2)に定める構造の便所が設けられている場合においては、この限りでない。
- ア 8の項(1)のアからウまで及び(2)に定める構造とすること。
 - イ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、1の項(2)のイに定める構造とすること。
- (3) (1)に規定する客室には、次に定める構造の浴室を設けること。ただし、当該公共的施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する9の項に定める構造の浴室が設けられている場合においては、この限りでない。
- ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
 - イ 出入口は、1の項(2)のイに定める構造とすること。
 - ウ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、浴槽、手すり等を適切に配置すること。
 - エ 水栓器具は、レバー式その他操作が容易なものとすること。

▶ 目標となる基準抜粋

- (1) 宿泊施設で、客室の総数が200以下の場合は当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の客室は、次に定める構造とすること。
- ア 同上
 - イ 出入口は、1の項(1)に定める構造とすること。
 - ウ 同上
 - エ 同上
 - オ 同上
- (2) (1)に規定する客室には、次に定める構造の便所を設けること。ただし、当該客室が設けられている際に、多数の者が利用する9の項(2)及び別表第3の第1の8の項(1)に定める構造の便所が設けられている場合においては、この限りでない。
- ア 便所内に車いす使用者用便房が設けられていること。
 - イ 9の項(1)のウからカまで及び(2)に定める構造とすること。
- (3) (1)に規定する客室には、次に定める構造の浴室を設けること。ただし、当該公共的施設に多数の者が利用する10の項に定める構造の浴室が設けられている場合においては、この限りでない。
- ア 同上
 - イ 出入口は、1の項(1)に定める構造とすること。
 - ウ 同上
 - エ 同上

▶解説

ア 適用

- 整備基準では、用途面積が2,000m²以上の宿泊施設に、車いす使用者が利用でき、かつ視聴覚障害者の利用に配慮した構造の客室を1以上設けることを求めている。
- 目標となる基準では、全客室数が200以下の場合にあっては当該客室数の2%以上、200を超える場合にあっては当該客室数の1%に2を加えた数以上の車いす使用者が利用でき、かつ視聴覚障害者の利用に配慮した構造の客室を設けることを求めている。
- 客室の外部に、整備基準又は目標となる基準に適合した便所や浴室が設けられている場合は、客室内に基準に適合した便所や浴室の整備を求めていない。

イ 尺法

- 室内で車いす使用者が転回できるスペース（150cm角以上）を1以上確保することが必要。

▶配慮事項

ア 仕上げ

(ア) 床の材料

- 滑りにくい仕上げとともに、車いすの操作が困難になるような毛足の長い絨毯を全面に使用することは避けることが望ましい。

(イ) 段

- 障害者に配慮した客室においては段を設けない。それ以外の客室においても、段の解消を行うことが望ましい。

イ 設備・備品

(ア) ベッド

- ベッドボードについては、高さはマットレス上面から30cm以内とし、ベッド上で寄り掛かりやすい形状とすることが望ましい。
- 車いす使用者の利用に配慮して、高さはマットレス上面で車いすの座面の高さ（40～45cm）程度とすることが望ましい。
- ベッドの下に車いすのフットレストが入るものとすることが望ましい。
- 客室が和室の場合、和室に車いす使用者が容易に移乗できる工夫をすることが望ましい。

(イ) ベッドサイドキャビネット

- 高さはマットレス上面から10cm程度高くすることが望ましい。

(ロ) 照明

- ベッド上で点滅できるものとすることが望ましい。

(ハ) コンセント、スイッチ、収納棚

- 車いすでの使用に適する高さ及び位置とすることが望ましい。
コンセント、スイッチ、ボタン等
高さ 40～110cm程度の範囲内

収納棚

下端 30cm程度

上端 150cm程度

奥行き 60cm程度（車いすのフットレストが入るもの）

(カ) 客室内の便所・浴室・洗面所

- 戸は、車いすでの出入りや中で倒れた場合の救出のため、引き戸又は外開き戸とすることが望ましい。
- 非常用を兼ねた浴室内電話機を設置することが望ましい。
- 便所、浴室、更衣室及びシャワー室に準じた配慮が望ましい。
- 障害によって右勝手、左勝手等の選択ができるようバリエーションを準備しておくことが望ましい。

(キ) 電話機

- 聴覚障害者に配慮した点滅灯付音量増幅装置や上肢障害者に配慮した電話機を設置又は貸し出しすることが望ましい。
- 聴覚障害者用にファクシミリを設置又は貸し出しすることが望ましい。当該ファクシミリは、届いた時にフラッシュライトやバイブレーター等聴覚障害者がわかる方法で知らせる機能がついているとよい。

(ケ) 非常警報装置

- 聴覚障害者のために、フラッシュライト及びバイブレーターにより情報を伝達する機能が考えられる。

(ヘ) 客室の鍵等

- 視覚障害者に配慮し入口ドアの部屋番号は、点字や彫り込み文字などにより表示し、鍵はわかりやすく操作しやすいものとすることが望ましい。
- カードキーの場合、視覚障害者に配慮して、音等で開錠・施錠を確認できる機能がついていることが望ましい。

(カ) 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）用備品

- 犬用マット、リードつなぎ、水とえさ用ボウル等の貸し出しが望まれる。
- 屋外に補助犬用の排泄場所の確保が必要。

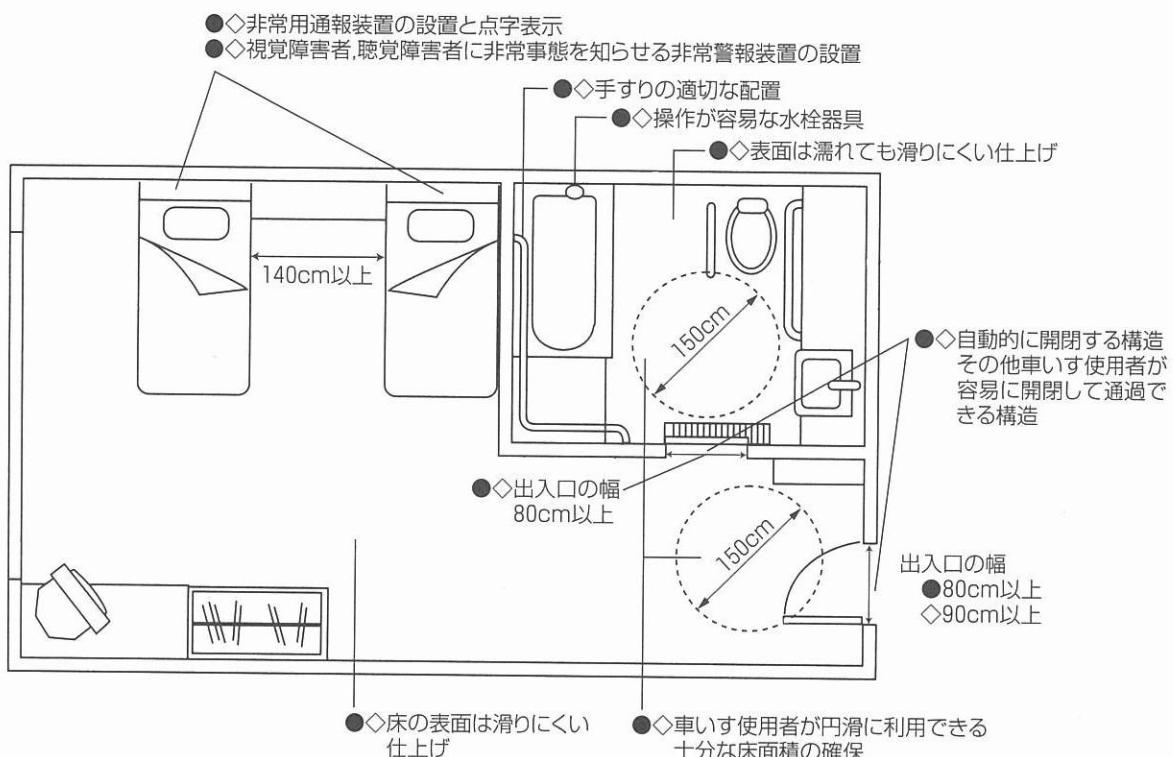
(ケ) その他高齢者・障害者等に配慮した備品

- 聴覚障害者に配慮し、文字放送を受信できるテレビ（非常時の文字表示もできるとよい）や、ドアノック、電話やファクシミリのコール、ドアベルやインターホン、目覚まし時計、乳児の泣き声、火災報知器の警報音を感じて、スタンドや照明を点滅させたり、携帯型バイブルーターを振動させて音声情報を視覚情報や体感情報に変えて伝える室内信号装置の設置又は貸し出すことが望ましい。
- 筆談ボード等を受付に常備し、利用者の求めに応じて貸し出す等の対応も望ましい。

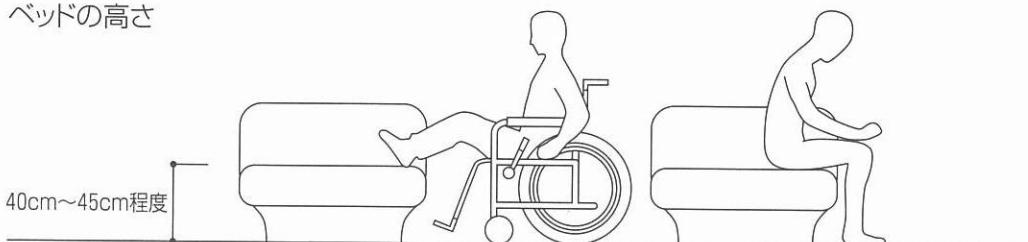
ウ ソフト面の工夫

- 宿泊機能を持つ施設では設備に加え、高齢者・障害者等に配慮し、従業員による的確な対応が望まれる。

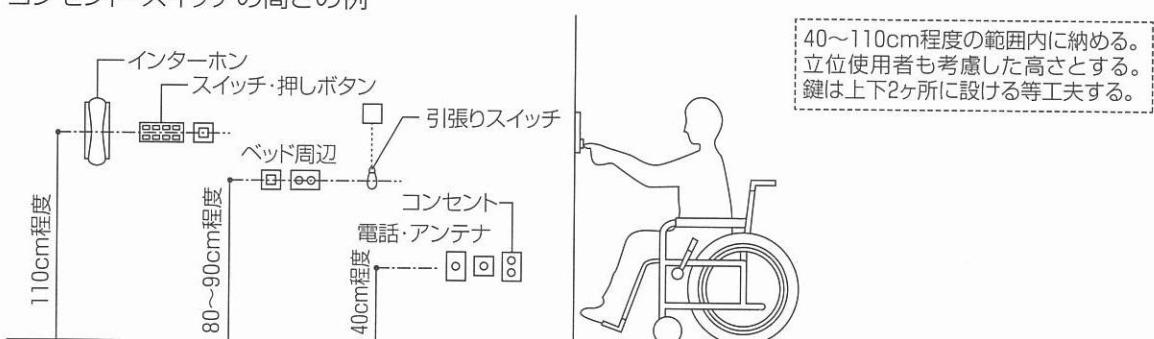
客室の整備例



ベッドの高さ



コンセント・スイッチの高さの例



凡例

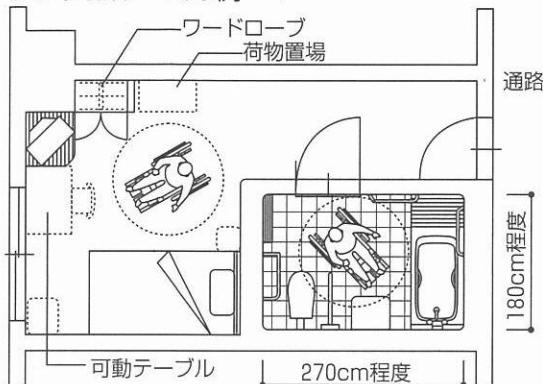
●印：整備基準に定めるもの

◇印：目標となる基準に定めるもの

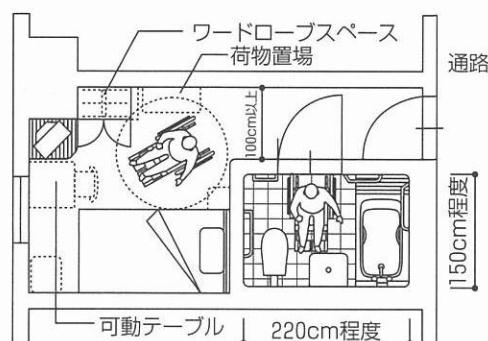
無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項

客室の整備例

シングルルームの例 1

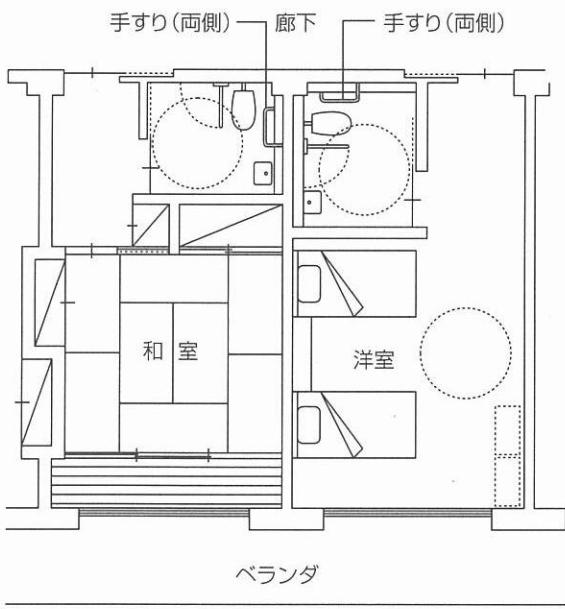


シングルルームの例 2

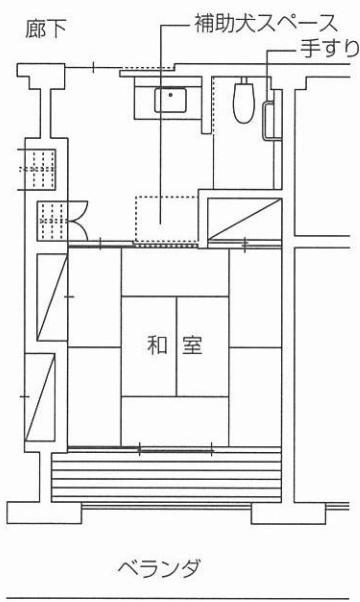


I 建築物

バリアフリー客室の例

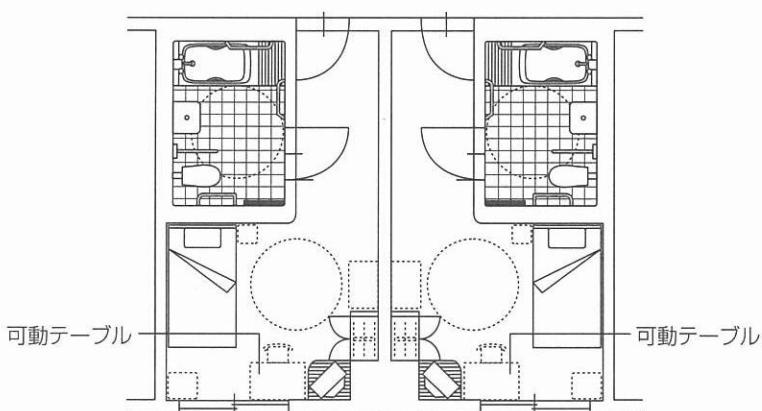


補助犬スペースを設けた和室の例



・共同浴場においては、バリアフリー対応を行い、客室内では、障害者対応の便房のみを設置した例

左右両勝手タイプの客室を設けた例



障害者に配慮した客室ドアの例（外観）

